

利用者への権利侵害事案⑧

【事案】

職員（准看護師）による利用者への暴力行為

【事案の概要】

障害児入所施設（医療型）・障害者支援施設で、40代の准看護師の男性職員が入所する利用者への暴行容疑で逮捕された。当該職員は利用者の検査の介助に付き添った際、利用者に対して暴言や、叩くなどの暴力行為を行った。当該施設では、施設内に設置した虐待防止委員会においてこれらの行為を虐待と認定したため、障害者虐待防止法に則り市に通報。県による特別監査を受けた。また、後日、提出を求められた業務改善計画書を市及び県へ提出するとともに当該職員を解雇したことを明らかにした。

【事案に至ってしまった背景（考察）】

本事案は当該職員が病気療養中からの復帰後、身体的・精神的な負担を軽減する勤務形態や職員配置としている中で発生した。施設側の様々な配慮が行われていたものの、結果としては職員の健康管理等に対する体制が十分ではなかったことが考えられる。

病気等により休職していた職員の復帰にあたっては、十分な受入れ体制を整えるとともに、場合によっては配置転換や部署異動なども考慮していく必要がある。また、日頃から現場の職員が悩みやストレスを一人で抱え込むことのないよう、メンタルヘルスも含めた職員の健康管理や、職場環境の改善・向上に向けた施設側の積極的な取組みが重要である。